

大阪市生野区役所区民情報コーナーにおける掲示物の取扱いについて

大阪市生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項（以下、「要項」という。）第2条第1項第6号「その他区長が特に認めるもの」に基づき区役所区民情報コーナーにおける掲示物等については、以下のとおり取扱うものとする。

許可を要する行為について

大阪市区役所庁舎管理規則第6条第1項第3号に該当するものについては、要項第2条第1項に定めるもののほか、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に許可する。

- ① 本市の外郭団体等（「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」第2条第1項第1号及び第2号に規定されている団体をいう。）が実施する事業等を広報するための掲示物等
ただし、当該団体が本市の公の施設の指定管理者となっており、当該施設の管理運営に関する事業等を広報するための掲示物等である場合は、②の定めによるものとする。
- ② 本市の公の施設の管理運営に関する事業等を広報する掲示物等
ただし、当該施設の管理運営に関する事業等に関連しない情報を含む場合を除く。
- ③ 国の機関又は他の地方公共団体の委託する事業等を広報する掲示物等
- ④ 独立行政法人が実施する事業等を広報する掲示物等
- ⑤ その他、区政推進担当課長が必要と判断した掲示物等

ただし、次の⑥から⑨のいずれかに該当する掲示物等は、これを取り扱わない。

- ⑥ 営利を目的とした掲示物等
- ⑦ 政治活動・宗教活動の用に供される掲示物等
- ⑧ 公序良俗に反する掲示物等
- ⑨ その他、区政推進担当課長が適当でないと判断した掲示物等

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。